

## 聖籠町と株式会社ファミリーマートとの包括連携に関する協定書

聖籠町（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）（以下、甲及び乙を総称して「両者」という。）は、相互に連携・協力することに合意し、次のとおり包括連携に関する協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、両者が緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、町民サービスの向上及び地域社会の活性化を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 両者は、前条に規定する目的を達成するため、甲に関する次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- （1） 観光物産の振興に関すること
- （2） 食育に関すること
- （3） 地域の安全・安心に関すること
- （4） 災害時の対応に関すること
- （5） 地方創生の推進に関すること
- （6） 観光支援に関すること。
- （7） 地域福祉・町民サービスの向上に関すること
- （8） その他両者が必要と認める事項に関すること

2 両者は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施内容については、両者協議の上、決定する。

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、相手方に対し、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議を行い、両者合意の上、必要な変更を行うものとする。

### （守秘義務）

第4条 両者は、本協定に基づく事業を行う上で、互いに知り得た情報は、本協定に基づく事業を遂行するためにのみ使用するものとし、事前に相手方の承諾を得ずに第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、法令又は条例の規定により開示しなければならない場合、既に公知となっている情報の場合及び当該当事者の了解を得た場合はこの限りではない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間が終了した後においても効力を有するものとする。

### （経費の負担）

第5条 本協定に基づく活動のために必要となる経費は、両者協議の上、決定する。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙が書面により解約の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合には、両者が協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、両者それぞれ署名、捺印の上、各自その1通を所持する。

令和6年2月19日

新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4  
聖籠町長

西野道夫



東京都港区芝浦三丁目1番21号  
株式会社ファミリーマート  
代表取締役社長 細見 研介

